

市川市高齢者サポートセンター国府台
指定介護予防支援事業運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、市川市高齢者サポートセンター国府台(指定介護予防支援事業所)(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護予防支援等に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業所は、事業を行うにあたっては、市及び保健・医療・福祉サービスの提供主体、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携を図る。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 6 事業所は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 市川市高齢者サポートセンター国府台(指定介護予防支援事業所)
- (2) 所在地 市川市国府台 5 丁目 25 番 4 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び業務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 担当職員

1 名以上

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法)

第 6 条 指定介護予防支援の提供は、利用申込者等からの依頼に基づき行うこととし、指定介護予防支援の提供に際し、当該利用申込者等に対し、運営規程の概要及び介護予防サービス等の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者等の同意を得た上で行うものとする。

- 2 指定介護予防支援の提供は、介護予防サービス計画が第 2 条に規定する運営の方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等について説明を行い、理解を得た上で行うものとする。
- 3 指定介護予防支援の提供は、指定居宅介護支援事業所に委託することができるものとする。

(指定介護予防支援の内容)

第 7 条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画(以下「計画」という。)を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) その他具体的には「市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成 26 年 12 月 22 日市川市条例第 41 号 第 4 条、第 33 条から第 35 条)に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料等)

第 8 条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常的地域の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、国府台とする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 11 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催する(年 1 回以上)とともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための研修を定期的実施する(年 1 回以上)。新任職員の配属時には必ず実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市川市に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての重要事項)

第15条 事業所は、担当職員の資質向上を図るため、研修の機会を確保するものとし、業務体制を整備するものとする。

- 2 事業所の担当職員その他の職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員でなくなった後も、同様とする。
- 3 サービス担当者会議において、利用者または家族の個人情報を用いる場合は当該利用者又は家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 4 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、市川市、社会福祉法人市川朝日会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から改正する。

この規程は、令和 6 年 3 月 15 日から改正する。